

大規模小売店舗の変更に関する届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに宮崎県知事に意見書を提出することができる。意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を記載すること。

届出年月日：令和 7 年 8 月 26 日

店舗名：ナガノヤマナビ野店・西松屋まナビ野店

設置者：株式会社永野、株式会社西松屋チェーン

縦覧場所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦覧期間：令和 7 年 9 月 10 日から令和 8 年 1 月 13 日まで

届出概要：別紙のとおり

(1)法第6条第1項[変更]届出

様式第2 (第6条関係)



宮崎県知事 殿

変更届出書

令和 7年 8月 26日

※受理年月日	令和 7 年 8 月 26 日
※受理番号	07023
※備考	

株式会社永野
代表取締役 小田尚文
宮崎市佐土原町下田島7737番地
株式会社西松屋チェーン
代表取締役 大村浩一
兵庫県姫路市飾東町庄266番地1

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナガノヤまなび野店・西松屋まなび野店
宮崎市まなび野二丁目35番地1

2 変更しようとする事項

(1)大規模小売店舗の名称及び住所

(変更前) ながの屋まなび野店・西松屋まなび野店
宮崎市まなび野二丁目35番地1

(変更後) ナガノヤまなび野店・西松屋まなび野店
宮崎市まなび野二丁目35番地1

(2)大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は
名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)	小 売 業 者		住 所
	氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
	株式会社永野	代表取締役 永野雄太	宮崎市佐土原町下田島7737番地
	株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村浩一	兵庫県姫路市飾東町庄266番地1

(変更後)	小 売 業 者		住 所
	氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
	株式会社永野	代表取締役 小田尚文	宮崎市佐土原町下田島7737番地
	株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村浩一	兵庫県姫路市飾東町庄266番地1

3 変更する年月日

(1)は、令和 7年 6月30日、(2)は、令和 7年 6月30日

4 変更する理由

(1)は、会社経営方針に基づく、(2)は、代表者の交代のため